

財形住宅預金の商品概要 1/3

★勤労者のお客様の住宅取得資金を積立てることを目的とした預金で、毎月のお給与やご賞与から積立希望額を天引し、お預入いただきます。

★お受取利息について、住宅資金に充当することで財形年金預金と合算して 550 万円まで非課税貯蓄としてご利用いただけます。

項目	内容
名称または愛称	財形住宅預金
ご利用になれる方	<p>①当金庫と財形貯蓄に関する基本契約を締結している事業所や企業にお勤めの個人のお客様</p> <p>②ご契約時の年齢が 55 歳未満のお客様</p> <p>③お客様お一人につき 1 契約口座となります。</p> <p>④事業主を通じてお申込み下さい。</p>
期間	<p>積立期間 5 年以上</p> <p>* お預入開始から払戻しの間、「財産形成預金残高のお知らせ」を年 2 回(6 月末、12 月末)ご送付いたします。</p> <p>* 一口ごとのご預金は、口座開設日から遡って 1 年毎の応当日にお預入またはご継続から 2 年を超える場合、1 本の期日指定定期預金としてまとめ、自動継続いたします。</p>
預入方法等	<p>① 預入方法:事業主により、ご預金者のお給与やご賞与から年 1 回以上一定時期の天引きによるお預入となります。</p> <p>➢お預入ごとに、一口の 3 年自動継続期日指定定期預金を作成します。</p> <p>② 預入金額:100 円以上</p> <p>③ 預入単位:1 円単位</p>
払戻方法	<p>① 持家としての住宅取得の際、住宅取得日から 1 年以内に、事業主または給付支払機関を通じたお申出により、元利金全額を払戻しいたします。</p> <p>② 元利金の一部払戻しもできますが、その際の条件は次のとおりです。</p> <p>➢持家としての住宅の頭金として使用</p> <p>➢残高の 90%を限度として 1 回のみ</p> <p>➢一部払戻しから 2 年以内、かつ住宅取得日から 1 年以内の全額払戻し</p> <p>③ 払戻時には、資金の目的となる住宅の登記簿謄本、建設工事請負契約書等が必要になります。</p>
預入金利	<p>① 適用利率:</p> <p>➢固定金利となります。お預入日のスーパー定期預金(お預入金額 100 円以上 300 万円未満)2 年ものの店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。</p>

財形住宅預金の商品概要 2/3

項目	内容
預入金利	<p>➢自動継続時の利率は、継続日におけるスーパー定期預金(お預入金額 100 円以上 300 万円未満)2 年ものの店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。</p> <p>② 利払方法: 住宅取得時の支払いのお申出により、元金とともにお支払いします。</p> <p>③ 計算方法: ➢付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日とする日割計算で行います。 ➢満期日以後の利率は、解約日または書替継続日における普通預金利率を適用いたします。</p>
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	<p>お受取利息について、次のとおりとなります。</p> <p>① 財形年金預金と合算して 550 万円(元利金合計)まで非課税となります。</p> <p>* 但し、住宅取得目的以外で払出しされた場合はご解約時期により、払出日から 5 年間遡って、20%の所得税(国税 15%、地方税 5%)が課税されることがあります。</p> <p>② 財形年金預金と合算して元利金合計が非課税枠を超えた場合は、お受取利息全額について 20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)がかかります。</p>
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金となります。
手数料	-----
付加できる特約事項等	各種財形融資制度をご利用いただけます。
中途解約時のお取扱い	<p>① 事業主を通じた所定の手続きによります。</p> <p>② 積立定期預金(複利エンドレス型)または期日指定定期預金の中途解約利率で利息計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター(9 時～17 時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総</p>

財形住宅預金の商品概要 3/3

項目	内容
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話 03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

➢ご印章

➢ご本人の確認資料

平成 25 年 1 月 1 日現在

《別表》財産形成預金中途解約利率表						
預入期間	預金種類	財産形成 積立定期預金	財形期日指定定期預金	財形年金預金		財形住宅預金
				期日指定 定期預金	自由金利型 定期預金	
6ヶ月未満		解約日の普通 預金の利率	解約日の普通 預金の利率	解約日の普通 預金の利率	解約日の普通 預金の利率	
6ヶ月以上1年未満		適用利率 × 50%	2年以上利率 × 40%	2年以上利率 × 40%	適用利率 × 50%	
1年以上1年6ヶ月未満		—	2年以上利率 × 50%	2年以上利率 × 50%	—	
1年以上3年未満		適用利率 × 50%	—	—	—	
1年6ヶ月以上2年未満		—	2年以上利率 × 60%	2年以上利率 × 60%	—	
2年以上2年6ヶ月未満		—	2年以上利率 × 70%	2年以上利率 × 70%	—	
2年6ヶ月以上3年未満		—	2年以上利率 × 90%	2年以上利率 × 90%	—	